

## 手話に関する施策の推進に関する法律（仮称）の早期制定 及び手話に関する施策の推進に関する意見書

手話は、これを使用される者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることから、手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策（以下「手話に関する施策」という。）を推進するため、「手話に関する施策の推進に関する法律（仮称）」の一刻も早い制定を望むものである。

また、法成立後は、国及び地方公共団体が各々の責務を果たし、手話に関する施策を総合的かつ実効性あるものとして推進していくため、地方公共団体に対する必要な技術的支援、財政措置等の検討を国が行うことを強く要望する。

令和6年10月30日

手話を広める知事の会 会長 平井伸治

障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟

会長 衛藤晟一 様